百二十五　保安基準第四十四条第一項及び第二項に定める基準のうち、歩行者の保護に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
百二十六　保安基準第四十四条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
百二十七　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十八　保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
百二十九　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	十二万五千円
百三十　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスタに係る試験	二十七万円
百三十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
百三十二　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	三十五万二千円
百三十三　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	十八万七千円

備考

一　自動車審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面（指定特定共通構造部及び指定装置であることを証する書面を除く。）が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　自動車審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　一万四千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が自動車審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　三万五千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十六号	十二万五千円
第二十一号	二十七万円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　十八万七千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十八万七千円
第二十七号	二十七万円

第三十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　十八万七千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十八万七千円
第五十一号	二十七万円
第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
第七十七号	十二万五千円
第七十八号	十八万七千円
第八十二号	十二万五千円
第八十五号	十二万五千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三十号、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万円
第三十七号、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十七号、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第六十五号、第六十六号及び第七十号	十八万七千円

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　提示された特定装置及び提出された書面の確認	十万円
二　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
三　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る試験	十八万七千円
四　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験	十八万七千円
五　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
六　保安基準第十条に定める基準に係る試験	十二万五千円
七　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験	十八万七千円
八　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円